

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第四号）第一条第十号及び第十一号並びに株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中

央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁告示第二号）第一条第十一号及び第十二号の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資

本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 次に掲げる規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う場合については、この告示による改正後の第二条及び第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年農林水産省告示第 号）</p> <p>（附則第二条第一項）</p> <p>四 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年^{金融}財務^{経済}省告示第 号）附則第二条第一項</p>
改正前	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。